

大阪商工会議所 平成25年度税制改正に関する要望 フレーム

(★印：新規要望項目)

基本認識

- デフレの継続、慢性的な円高や電力不足、依然高い法人実効税率など、**わが国の立地環境の悪化は深刻の度を増している**。こうした中でも、世界との競争は益々激化しており、一刻も早い**ビジネスフレンドリーな税制の構築**をはじめ、アジアトップレベルの事業環境の整備を急ぐべき。
- 社会保障・税一体改革は、給付抑制や成長戦略、行財政改革が不十分なまま、消費増税先行の議論がなされている**。企業や現役世代の負担は限界に来ており、抜本的な給付抑制策を合わせて示すべき。また、**成長なき増税路線に陥れば、かえって税収の落ち込みを招きかねない**。現在最も重視すべきは、歳入増の大本となる経済成長や、地域経済と雇用を支える中小企業の活力増進である。

I. 経済成長をベースにした財政再建を図る税制改革

- 1. アジア諸国並みの法人実効税率の早期実現
- 2. 消費税について
 - (1) 中小企業への悪影響の緩和一価格転嫁策の徹底 ★
 - (2) 二重課税の見直しと景気への配慮 ★

II. 企業の活力増進に向けた事業環境の抜本改善

- 1. 電力不足への対応支援
 - (1) 節電対策税制の創設 ★
 - (2) 革新的省エネ・創エネ開発促進税制の創設 ★
 - (3) グリーン投資減税（環境関連投資促進税制）の拡充・延長 ★
 - (4) 地球温暖化対策税の実施凍結 ★
- 2. 企業の国際競争力の強化
 - (1) 高付加価値製品創造促進税制の創設 ★
 - (2) 償却資産に係る固定資産税の廃止 ★
 - (3) 研究開発促進税制の拡充
- 3. 知的財産活用促進税制の創設
- 4. 一般事業用建築物の大規模災害対応促進税制の創設 ★
- 5. 商業地等に係る固定資産税の軽減
- 6. 雇用抑制税制の廃止
 - (1) 事業所税の廃止 ★
 - (2) 外形標準課税の撤廃
- 7. 配当課税の廃止
- 8. 欠損金制度の見直し

III. 地域経済と雇用を支える中小企業の活力増進

- 1. 中小企業の成長基盤の強化
 - (1) 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化
 - (2) 中小企業の少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化
 - (3) 海外市場開拓支援税制の創設
 - (4) 中小法人の定義拡大と中堅法人区分の創設
 - (5) 事業承継税制の拡充 ★
 - (6) 同族会社の留保金課税の撤廃
 - (7) 特定の事業用資産の買い替え特例（圧縮記帳制度）の拡充・恒久化 ★
 - (8) 適格合併の適用要件の緩和
- 2. 起業・創業支援
 - (1) エンジェル税制の拡充
 - (2) 法人版エンジェル税制の創設
 - (3) ベンチャー支援税制の創設 ★

大阪府・大阪市に対する要望

- 1. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ
- 2. 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設 ★
- 3. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
- 4. 関西イノベーション国際戦略総合特区における地方税の軽減措置の拡充
- 5. 節電実績に応じた地方税の特例（軽減）措置の創設 ★
- 6. 企業誘致促進税制の創設
 - (1) 既存企業の工場・事業所新增設に対する地方課税の減免措置の創設
 - (2) 長期立地企業に対する地方課税の減免措置の創設
 - (3) 新規進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

平成 25 年度税制改正に関する要望

大阪商工会議所

デフレの継続、慢性的な円高や電力不足、依然高い法人実効税率など、わが国の立地環境の悪化は深刻の度を増している。こうした中でも、世界との競争は益々激化しており、一刻も早いビジネスフレンドリーな税制の構築をはじめ、アジアトップレベルの事業環境の整備を急ぐべきである。

他方、社会保障・税一体改革については、給付抑制や成長戦略、行財政改革が不十分のまま、消費増税先行の議論がなされている。しかし、企業や現役世代の負担は限界に来ており、抜本的な給付抑制策を合わせて示すことが肝要である。また、成長なき増税路線に陥れば、かえって税収の落ち込みを招きかねない。現在最も重視すべきは、歳入増の大本となる経済成長や、地域経済と雇用を支える中小企業の活力増進と考える。

かかる観点から、政府・与野党は、平成 25 年度税制改正や今後の税制改革論議に際し、下記の諸点につき特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

(★印：新規要望項目)

I. 経済成長をベースにした財政再建を図る税制改革

1. アジア諸国並みの法人実効税率の早期実現

漸く法人実効税率が順次引き下げられる運びとなっているが（現行：38.0%／平成 27 年度以降：35.6%）、依然アジア諸国（平均 24.6%）に比べ 10 ポイント超の税率格差がある。各国が法人税率の引き下げを競う中、企業の海外流出抑止と国内での成長投資を後押しするため、早急に法人実効税率をアジア諸国並みまで引き下げられたい。

同様に、中小企業の経営力強化を図るため、中小法人の軽減税率（現行：16.5%／平成 27 年度以降：19.0%）の引き下げと、適用所得金額（現行：800 万円以下）の引き上げを図られたい。

2. 消費税について

急速に少子高齢化が進展する中、社会保障財源の確保が焦眉の急であることは理解するが、合わせて成長戦略や中小企業振興策の強化による、経済のパイ拡大と税収増を期すことが重要である。同時に、増大する社会保障費を専ら現役世代や企業に求めることも限界に来ており、給付抑制を図ることが不可欠である。

他方、将来的に消費税率を引き上げる場合には、その悪影響を最小限にとどめるため、次の措置を検討されたい。

(1) 中小企業への悪影響の緩和－価格転嫁策の徹底 ★

消費税を販売価格に転嫁できない中小企業も多く、税率引き上げが新たな収益圧迫要因となることが懸念される。そのため、まずはデフレ脱却や景気回復など価格転嫁しやすい経済環境を実現することが不可欠である。同時に、広報活動の強化、優越的地位を利用した不公正な取引の取締り強化、中小企業の相談窓口の設置など、円滑な価格転嫁策に万全を期されたい。また、消費者と直接接する機会の多い商業・サービス業などを対象とした設備投資減税や、業績悪化などに対応した補助金・融資制度の創設など、中小企業に対する悪影響の緩和措置を講じられたい。

(2) 二重課税の見直しと景気への配慮 ★

消費税は、個別消費税などと二重課税になっており、特定の取引に対して過度な負担を強いている。税率を引き上げる場合には、石油関連諸税（揮発油税・石油石炭税など）、自動車取得税、不動産流通課税（不動産取得税・登録免許税）、印紙税などの軽減・廃止を図られたい。

同時に、消費増税を実施する場合には、景気への悪影響を最小限に抑える必要がある。とりわけ経済波及効果が大きく、消費増税によって多大な影響を受ける住宅や自動車産業などへの対策は不可欠である。具体的には、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、住宅ローン減税の拡充、住宅取得に対する給付（還付）措置の創設はじめ総合的な住宅取得支援策を講じるとともに、自動車取得税や自動車重量税を廃止するなど、悪影響の緩和を図られたい。

II. 企業の活力増進に向けた事業環境の抜本改善

1. 電力不足への対応支援

(1) 節電対策税制の創設 ★

電力不足は、厳しい環境下で懸命の経営努力を続ける企業とりわけ中小企業に過度な負担を強いている。そのため、自家発電設備や蓄電池の導入、人件費の増大など節電対策のために生じた追加費用の一定割合を法人税から控除されたい。また、中小法人については、赤字法人でも活用できるよう法人税の繰り戻し還付期間の大幅延長（現行：1年）や社会保険料との相殺を認められたい。

(2) 革新的省エネ・創エネ開発促進税制の創設 ★

革新的な省エネ・創エネ技術の開発を後押しするため、こうした製品の開発に際し、研究開発と設備投資促進税制をセットで認める革新的省エネ・創エネ開発促進税制を創設されたい。具体的には、研究開発促進税制の控除割合と控除限度額（現行：控除率＝大企業8～10％／中小企業12％／控除限度額20％）を上乗せするとともに、即時償却や一括償却など、生産設備の償却割合を大幅に引き上げ、税額控除との選択適用を認められたい。

(3) グリーン投資減税（環境関連投資促進税制）の拡充・延長 ★

中小企業における省エネ投資を促進するため、グリーン投資減税（現行：30%特別償却または7%税額控除（適用期限：平成26年3月31日）／太陽光発電・風力発電設備は即時償却が可能（適用期限：平成25年3月31日））について、中小法人に対する控除割合の大幅な引き上げ、即時償却制度の対象設備の拡大と適用期限の延長など、制度の拡充・延長を図りたい。

(4) 地球温暖化対策税の実施凍結 ★

本年10月より地球温暖化対策税が導入される。しかし、燃料価格の高騰に加え、原子力発電所の多くが停止した状態で、石油・石炭への依存度アップを余儀なくされる中、実施を凍結されたい。とりわけ、価格転嫁が困難な中小企業の経営や雇用に大きな悪影響が懸念されるため、少なくとも中小法人に対する負担軽減策を講じられたい。

2. 企業の国際競争力の強化

(1) 高付加価値製品創造促進税制の創設 ★

国際的な開発競争が激化し、先端分野における製品のライフサイクルは短くなっている。そのため、付加価値が高い製品を開発した場合、研究開発と設備投資促進税制をセットで認める高付加価値製品創造促進税制を創設されたい。具体的には、研究開発促進税制の控除割合と控除限度額（現行：控除率＝大企業8～10%／中小企業12%／控除限度額20%）を上乗せするとともに、即時償却や一括償却など、生産設備の償却割合を大幅に引き上げ、税額控除との選択適用を認められたい。

(2) 償却資産に係る固定資産税の廃止 ★

償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性質を有しているうえ、事業所得に対しては法人事業税などが課されている。国際的にも稀な償却資産に係る固定資産税は廃止されたい。少なくとも中小法人が少額減価償却資産の損金算入特例により取得した償却資産に係る固定資産税の免除や、評価額の最低限度額（現行：取得価額の5%）の撤廃など、法人税（減価償却制度）との評価方法の統一を図られたい。

(3) 研究開発促進税制の拡充

産業のイノベーションやフロンティア拡大こそがわが国発展の源であり、その担い手である企業の研究開発を国を挙げて後押しすることが肝要である。そのため、研究開発促進税制について、ライフサイエンス・環境・エネルギーはじめ成長分野に対する控除率の大幅引き上げなど制度の拡充を図られたい。

3. 知的財産活用促進税制の創設

資源が乏しいわが国において、知的財産の創造と活用が一層重要となっている。そのため、自社開発特許に関する使用料収入や権利譲渡に係る課税の軽減、知的財産権の取得費の税額控除または特別償却を認める知的財産活用促進税制を創設されたい。

4. 一般事業用建築物の大規模災害対応促進税制の創設 ★

企業の大規模災害対策を後押しするため、地震や津波などに備え実施する事業所・工場などの改修や移転に伴う負担を軽減する、一般事業用建築物の大規模災害対応促進税制を創設されたい。具体的には、改修費の一定割合の法人税額控除や移転時の圧縮記帳制度の適用、耐震改修などに伴う資産価値の増加分に係る固定資産税・都市計画税の減免を認められたい。

5. 商業地等に係る固定資産税の軽減

都市部における企業の固定資産税負担は大きくなっており、地域の産業競争力を低下させている。そのため、固定資産税の負担水準の上限引き下げ（現行：70%）など、商業地等に係る固定資産税負担の軽減を図られたい。

6. 雇用抑制税制の廃止

（1）事業所税の廃止 ★

都市部で事業を行う企業を対象に、従業員の給与や事業所面積に対して課税を行う事業所税は、都市部の雇用や事業環境を悪化させており、全廃すべきである。少なくとも地域の雇用を支える中小法人については直ちに廃止されたい。

（2）外形標準課税の撤廃

従業員の給与や資本金を課税対象とする外形標準課税は、企業の雇用や設備投資に対して抑制的に作用する。諸外国でも、雇用や国際競争上不利であることから、外形標準課税の廃止・見直しが進められており、早急に撤廃されたい。

7. 配当課税の廃止

税引き後利益から分配された株主配当に対し、さらに税負担を求める配当課税は明らかに二重課税であり、廃止されたい。また、特定株式等以外の株式等に係る受取配当の益金不算入制度についても、同様に 50%が二重課税となっており、100%益金不算入とされたい。

8. 欠損金制度の見直し

諸外国と比べ不利となっている欠損金の繰越控除期間（現行：9年）を延長するとともに、欠損金の繰り戻し還付制度（資本金1億円以下の中小法人のみ適用）の完全適用と期間延長（現行：1年）を図られたい。

Ⅲ. 地域経済と雇用を支える中小企業の活力増進

1. 中小企業の成長基盤の強化

(1) 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

中小企業の経営基盤強化を図るため、中小企業投資促進税制（適用期限：平成 26 年 3 月 31 日）について、対象設備の拡大など制度を拡充したうえで、恒久化されたい。

(2) 中小企業の少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化

中小法人が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合に即時償却できる少額減価償却資産の特例措置（適用期限：平成 26 年 3 月 31 日）について、対象資産の価格要件（現行：30 万円未満）と取得合計上限額（現行：年間合計 300 万円に達するまで）の引き上げなど制度を拡充したうえで、恒久化されたい。

(3) 海外市場開拓支援税制の創設

国内市場の縮小や経済のグローバル化が一層進展する中で、わが国企業が活力を増進するためには海外市場における販路拡大を図ることが重要である。そのため、中小法人が海外市場開拓に要した費用の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

(4) 中小法人の定義拡大と中堅法人区分の創設

税法上の優遇措置を受けられる中小法人の範囲について、中小企業基本法に合わせ「資本金 3 億円以下」（現行：資本金 1 億円以下）とされたい。ましてや、厳しい環境下で、多大な経営努力により多くの利益を生み出そうとする中小企業に対して課税強化を図り、事業意欲を削ぐようなことはあってはならず、中小法人の範囲縮小には強く反対する。

また、地域経済を支える中堅企業を強力にバックアップするため、新たに資本金 10 億円以下を対象とした「中堅法人」区分を創設し、中小法人に認められている、設備投資・研究開発など企業の成長基盤を強化する税制支援措置の適用対象とされたい。

(5) 事業承継税制の拡充 ★

中小企業経営者の高齢化が進展する中、円滑な事業承継が喫緊の課題となっている。他方、その円滑化を目的として創設された事業承継税制（非上場株式の納税猶予制度）の活用は進んでいない。そのため、事業承継税制について、相続税の納税猶予割合の引き上げ（現行：8 割）、農地の納税猶予税額の算出方法との整合性確保、会社の負債に対する担保として提供した個人資産の対象化など、制度の拡充を図られたい。同時に、雇用継続要件（現行：雇用の 8 割を 5 年間維持）の緩和や、後継者の親族要件の撤廃（現行：後継者が先代経営者の親族であること）、贈与税における被相続人（現経営者）の役員退任要件の撤廃など、適用要件を大幅に緩和されたい。

(6) 同族会社の留保金課税の撤廃

同族会社の留保金課税制度（資本金1億円以下の中小法人は適用対象外）は明らかな二重課税となっており、撤廃されたい。

(7) 特定の事業用資産の買い換え特例（圧縮記帳制度）の拡充・恒久化 ★

資産の有効活用と企業の事業再編を促すため、長期所有土地・建物等を事業用の土地・建物等に買い換えた場合の圧縮記帳制度について、圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行：80%（適用期限：平成26年12月31日））に引き上げるとともに、中小法人については買い換え対象となる土地の要件（現行：面積300㎡以上）を緩和・撤廃するなど、制度を拡充したうえで恒久化されたい。

(8) 適格合併の適用要件の緩和

経済活性化のためには、需要喚起を図る一方、供給サイドの調整も避けられない。その一環である企業の合併に伴う痛みを緩和するため、適格合併の適用要件を緩和し、欠損金の引き継ぎ対象企業を拡大されたい。

2. 起業・創業支援

(1) エンジェル税制の拡充

ベンチャー企業の資金調達円滑化のため、個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失については、別の株式投資で得た譲渡益だけではなく給与など他の所得との損益通算を認めるとともに、現行の損失繰越控除期間を3年から5年に延長されたい。

(2) 法人版エンジェル税制の創設

ベンチャー企業が事業の継続・発展を図るためには、法人による投資を呼び込み、恒常的に十分な資金を確保する必要がある。とりわけ創薬など、長期にわたる研究開発を必要とし、高リスクで多額の資金を要するベンチャー企業を支援するため、法人版エンジェル税制を創設されたい。

(3) ベンチャー支援税制の創設 ★

資金力に乏しい起業家を支援するため、創業資金に係る贈与税の減免措置を創設するとともに、会社設立時の登録免許税と印紙税を免除されたい。また、ベンチャー企業は創業当初赤字であることが多く、設立後5年間は法人課税を免除されたい。加えて、その期間に発生した欠損金については、無期限の繰り越しを認められたい。

大阪府・大阪市に対する要望

1. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

大阪市は、固定資産税の算定基礎となる負担水準が高く、企業に多大な立地コストを強いている。産業競争力強化のため、負担水準を早急に60%まで引き下げられたい。とりわけ、経営体力が乏しい中小法人に対する課税を軽減されたい。

2. 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設 ★

当地で事業や雇用の継続を図ろうと懸命に経営努力を続ける中小法人を支援するため、事業所税を軽減されたい。

3. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では法人事業税および法人住民税に、大阪市では法人住民税に対して超過課税を適用しており、当地の産業競争力を弱める一因となっている。地域経済活性化のためには、地元企業が競争上不利とならないような税制の構築が不可欠であり、法人事業税および法人住民税の超過課税は早急に撤廃されたい。

4. 関西イノベーション国際戦略総合特区における地方税の軽減措置の拡充

関西イノベーション国際戦略総合特区における企業活力を強化するため、大阪府・大阪市独自の地方税（法人事業税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税、事業所税）の軽減措置を拡充されたい。

5. 節電実績に応じた地方税の特例（軽減）措置の創設 ★

事業活動の制約や追加費用の発生など、電力需要の逼迫によって当地の企業は大きな負担を強いられている。そのため、事業活動に対して課税している、償却資産に係る固定資産税、事業所税、法人事業税を節電実績に応じて軽減されたい。とりわけ厳しい経営環境にある中小法人については課税を免除するなど、大幅な負担軽減措置を講じられたい。

6. 企業誘致促進税制の創設

（1）既存企業の工場・事業所新增設に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済の活力維持・増進のためには、既存企業の域外流出を食い止めるとともに当地での事業拡大を支援することが重要である。そのため、既存企業が工場や事業所を新增設した場合、不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税を5年程度減免されたい。

（2）長期立地企業に対する地方課税の減免措置の創設

大阪の発展に寄与してきた企業の活性化と新規進出企業の定着を図るため、一定期間以上、事業所を設置し続けた企業について、納税期間に応じて固定資産税、事業所税、法人事業税、法人住民税を軽減する措置を創設されたい。

(3) 新規進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済活性化のためには、魅力的な事業環境を整備し、国内外から新たな企業を誘致することが重要である。そのため、新規進出企業の不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税、法人事業税、法人住民税を5年程度減免されたい。

以 上